

## 通常版避難確保計画作成のポイント(詳しくは手引きをご覧ください)

1 計画の目的 2 計画の報告 3 計画の適用範囲 ⇒ この項目の文言修正は不要です。

### 4 施設の状況

⇒ おおまかな人数でかまいません。大幅に人数が変わらない限り、計画の変更は必要ありません。

### 5 施設利用者の現況

⇒ 避難行動に関して、施設利用者の特性等を確認することは、計画策定の前提となります。

### 6 通所事業休業の判断・周知方法

⇒ 風水害は事前把握がある程度、可能であるため、通所施設であれば、事前に休所(休校、休園)を決定することができます。事前に気象情報等を元に、前日まで、または当日朝の事前の臨時休校、開所後の繰上げ休校について、それぞれの休校・休園基準等を検討、設定します。

### 7 施設及び周辺の被害情報

⇒ 対象となる洪水の種類、想定されている浸水の深さ、浸水の継続時間などの把握は計画策定に不可欠となります。添付した台東区防災アプリのチラシを利用して、スマホで浸水の深さや浸水継続時間を確認してください。

### 8 防災体制

⇒ この計画で最も重要な部分となります。「注意体制」・「警戒体制」・「非常体制」の時系列で、通所事業の休所や避難行動のタイミングなどについて検討します。対象となる氾濫のみ作成・確認し、対象外となる氾濫は削除します。

**対象施設が荒川氾濫のみの場合、早期避難を促しているため、9～11 までの項目で該当しない部分もありますが、削除は不要です。**

### 9 情報収集及び伝達

⇒ 職員に対する気象情報等の収集方法を確認します。また緊急時の連絡体制などは、既に施設で構築されていると思われませんが、改めての確認をお願いいたします。

### 10 避難誘導

⇒ 施設内、最寄りの避難場所を記載します。最寄りの避難場所が浸水域内にある場合や、避難場所に至るまでの経路が浸水域にあるなどの確認も必要です。

### 11 避難の確保を図るための施設の整備

⇒ 避難場所への持ち出し備品や施設内で垂直避難する場合の備蓄品となります。地震に備えた備蓄も兼ねることは全く問題ありません。確認してください。

### 12 防災

⇒ 梅雨、台風シーズンとなる前の訓練実施が望ましいため、新規採用職員、全職員とも、できる限り訓練実施時期を5月または6月までにするようにお願いいたします。

自主水防組織(努力義務)を設置する場合は、危機・災害対策課までご連絡ください。